

食品ロス削減対策の強化（食べきり協力店）について

1 背景等

本年5月31日に公布された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が10月1日から施行され、食品ロス削減に向けた取組が更に求められている。区では、これまで「めぐろ買い物ルール」の周知、啓発に取り組む中で食品ロスの削減を推進してきたが、「食べきり協力店」を制度化することにより対策の強化を図っていく。

○食品ロス削減推進法

（国の責務）

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

（消費者の役割）

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 食品ロス削減対策の現状

（1）食品ロスの状況（平成28年度推計）

我が国の食品ロスは643万トンで、事業系が352万トン、家庭系が291万トン。事業系のうち、外食産業が133万トン（38%）、食品小売業が66万トン（19%）を占める。

（参考）区内の家庭から排出される燃やすごみの中には、未利用食品が2.4%（年間で約800トン）含まれると推計。（家庭ごみ組成分析調査（平成27年3月））

（2）現在までの取組

ア 区では、めぐろ買い物ルールの趣旨に賛同する飲食店や小売店に対して、「めぐろ買い物ルール参加店」として協力を依頼している。

イ 区では、子どもたちへの環境学習の中で、大量の食品が本来食べられるのに捨てられている現状を伝え、命をはぐくむ食べ物大切さを理解し行動できるようにしている。

ウ エコライフめぐろ推進協会では、家庭で眠っている食品を持ち寄り、福祉施設などに寄付する取組である「フードドライブ」に取り組んでいる（平成26年度から9回実施、今年度は区でも実施予定）。

- 「めぐろ買い物ルール」は、賢い買い物を区内に広めるルール（別紙）
- 「一般廃棄物処理基本計画」の取組である「1人1日100gのごみ減量」の達成に向けた重点施策として、「めぐろ買い物ルールの推進」を掲げている。
 - ・買い物ルール参加店の拡大
 - ・買い物ルールへの参加にインセンティブがはたらく方策の検討 など

3 制度導入の方向

- (1) 食品ロス削減対策の一環として、残さず食べる工夫を実施する「食べきり協力店」を設ける。食品ロスの削減は、従来から、めぐろ買い物ルールのなかで取り組んできていることから、「食べきり協力店」は「めぐろ買い物ルール参加店」のなかに位置付ける。

※食べきり協力店：小盛メニューの提供、食べ残し削減の啓発、バラ売りや量り売り等による食料販売などを行うことで、食べ残し削減に取り組む店舗

- (2) 「めぐろ買い物ルール参加店」を登録制にするとともに、区及び参加店の役割を明確にし、参加店のメリットを示すことで、参加店の取組を一層推進する。
- (3) 積極的な広報や登録の拡大により、参加店の取組を推進するとともに、めぐろ買い物ルールを実践する区民及び事業者の拡大を図る。

4 期待される効果

- (1) 食品ロス削減を含め、めぐろ買い物ルールに取り組む店舗の拡大が可能となる。食べきりや食事量の調整の働きかけなど、食品ロス削減対策の促進が可能。広く参加店を公募することで、意欲的な小売店等の掘り起こしが可能。

- (2) 参加店の価値向上につながる。
- 参加店自らがめぐろ買い物ルールに取り組んでいることを宣伝するとともに、区もホームページ等で参加店を広報することで、環境に配慮する店舗として認知され、集客効果も期待できる。

- (3) 区民のめぐろ買い物ルールの実践が促進される。
- 区の施策に積極的に取り組む参加店の存在や取組内容が認知されることで、より身近にルールの実践が可能になる。

	現 状	制度導入後
参加店制度	個別の呼びかけに応じて協力 一部の事業者のみが対象	公募による登録制 区内（一部隣接区も含む）の全事業者 が対象
参加店のメリ ット	ステッカーの掲示が可能	ステッカーの掲示が可能 参加店であることの広告が可能 ごみ処理にかかる費用の削減 区ホームページで参加店である旨と 取組内容の周知
買い物ルール の取組	自主的な取組に留まる。 ルールの取組の実施が未確認	ルールのいずれかの取組が必要 食品ロス削減など、区の重点施策の推 進が可能
区の役割	特になし	参加店の管理、参加店の取組の広報 区民への啓発
区民への周知	特になし	区がホームページ等で周知 参加店独自の P R
区民の取組	区民に認知される機会が少なく、 参加店でのルールの実践につな がりにくい。	区、参加店双方の周知により、区民へ の啓発を進め、参加店でのルールの実 践につながる。

5 実施時期

令和元年 10 月 30 日

6 今後のスケジュール（予定）

10 月 30 日 区ホームページ掲載

12 月 めぐる区報掲載

以 上